石田頼房先生が示された「2019年へ至る平和な道の7原則」

136 総合都市研究 第58号 1996 2019年へ向けての略年代図表未定稿(1995.3.18) 第3期(2010-2019) 課題と動向(事例) 第1期(1995-2002) 第2期(2003-2009) 可能なところから典型をつくる 典型を展開・横へ広げる 目標達成へむけて 制度-1:法制度=体系的でソンプルで操作性高い計画制度、地方自治体への権限委譲 *理論:(層別土地利用権論)→新土地利用計画体系論 →厳しい都市農村土地利用規制導入 →都市悪化の歯止め →都市計画制度体系論 (都市成長管理政策研究) 議員立法 都市計画法改正案 →都市づくり法案 →都市づくり法成立 *法案:(1992年法対案) 都市計画法研究会 特例都市計画法(パイロット) 1 *条例:(先進自治体条例)→まちづくり条例の典型 街づくり条例の普及 総合街づくり条例 制度-2:土地・税財政制度=/-モ7土地バブル、開発利益の還元、自治体の財政自主権 *土地問題:(地価下落)→さらに下落を! 上昇→即監視復活 →常時土地取引監視へ →収益還元価格への接近 *開発利益:(開発利益の還元の歴史と政策)→開発利益還元の理論の確立 開発利益還元制度了 財政自主権と豊かな財政の確立 *都市計画財政: 起債の自主権・財源の事業別配分の再検討 土地税制の改革理論の検討 →税制と土地利用計画・規制の結合 土地保有税制の強化♪ 主体-1:地方自治体:21世紀は地方自治の時代、民主的計画能力をもった計画の主体へ 頑張る自治体への支援 街づくり条例サミット →基礎自治体に完全な計画権限 計画行政パイロット自治体 基礎自治体の計画連合 *総合政策型: 市町村マスタープランへの取り組み重視 街づくり専門家知事・市長誕生 *首長: 都市づくり計画行政協会 *議員:(自治体理論政策セミナー)の充実 市町村議会の街づくり研修一般化 主体-2:市民・住民=市民の都市・都市計画に関する知識を豊かにし、真の主体に →「市民の出会う都市計画」等の計画教養書出版す →防災の関心を街づくりの関心へ→都民カレ・カルチャーセンタでも計画教養講座 →都市計画は市民の常識に 児童(こんな家に住みたいけ)→ まちシリーズ絵本 学校教育:(まちはみんなの宇宙船)→教科書 生活・社会科教員の都市計画学習 →学校教育の重要単元に (町並み保全全国連絡会) *運動:(区画全国連絡会等) →抵抗から街づくり運動への展開 →街づくり運動全国連絡会♪ 主体-3:プランナー=地域と市民に奉仕する職能の確立 (TP学会・TP協会の改革) *理論:(2019年研究会)→「2019年への展望」出版など →計画理論グループ組織 (建まち) →計画評論ニュース・レター 計画理論誌・評論誌の発行 民主計画家連合 Planning Aid(ポランタリー組織) →(財)Planning Aid *養成:(都市工学科等) →私大計画学科 →より多くの専門教育の機会 (都市科学研究科)等→都心キャンパス・専科等→自治体職員の再教育システム 都市・地域づくり実践=共同を中心に、公共、共同、企業・個人の真のパートナーシップ ・典型に資金とマンパワー
・典型を普及展開 組織的な保障 自治体によるの民主的規制 →真の官民パートナーシップ *デベロァパー:(エビス等)→高度利用でない優れた開発例 *公団:(ベルコリーヌ)→アフォーゲブルなベルコリーヌへ →ノウハウとマンパワーの蓄積を街づくりに →共同街づくり支援公団 *再開発・修復:(京島・太子堂) →改造・建替え含む街づくりへの展開 (上尾)→もういくつかの上尾 →あちこちでの上尾 改 (真野)→真野を阪神復興の典型に 他都市の防災街づくりへの展開 改造型共同街づくりつ マンション改築→震災マンション再建で典型を →30年代マンション整備事業 共同で良質の都市空間形態を *ユーポテティブ:(あじろぎ横町・柴又アルジュ)→より多様なユーポテティブ →街区・まち単位のユーポテティブ♪ 保全型街づくりの中心手法に *協定:(宮田町如来田地区etc)→既成市街地での協定例 →全国協定区域連合 *緑地・都市農林地:(鎌倉・見沼・トトロの森) →トラスト運動/市民農園の展開 →区域区分に保全地域 小中都市・周辺農村の計画理論 →新地方都市生活圏構想 *政治・経済構造:政治の不安定→中央政府の機能低下 地方からの民主的改革 民主的中央政権 長引く景気後退/企業の海外流出(2次産業&3次産業) 東京への集中圧力減少

地球環境/価値観の変化/物から心へ→アメニティ・ゆとり指向 →生活像の転換

人口の停滞

全国人口の減少

→定住意識・構造の転換

*社会・文化等:高度情報化/急速な高齢化

石田頼房先生が示された「2019年へ至る平和な道の7原則」と教え子たちの関連プロジェクト

1 制度1:法制度=体系的でシンプルで操作性の高い計画制度、地方自治体への権限委譲(4編)

市街地総合再生事業(地区更新再開発)の創設(p55)、

都市改革・都市計画制度等改革基本法 (第一次案) (p57)、建築線計画から地区計画への展開(p61)、 八潮市まちづくり条例に基づく「地域特性基準獲得・適合制度」(p76)

2 制度2:土地・税財政制度=ノーモア土地バブル、開発利益の還元、自治体の財政自主権(2編)

埼玉県営住宅のありかたについて(持続可能な公営住宅経営の指針)(p73)、

川崎市団地造成事業等施行基準見直し調査(p74)

3 主体1:地方自治体:21世紀は地方の時代、民主的計画能力をもった計画の主体へ(6編)

練馬区生活幹線道路網計画(p65)、埼玉県田園都市産業ゾーン(p69)、

鹿嶋市大野地区の線引き見直し(p71)、武蔵野市「特定土地利用地区特別用途地域」(p75)、

世田谷区狭隘拡幅整備事業(p77)、岐阜羽島インター南部東地区計画(p79)

4 主体2:市民・住民=市民の都市・都市計画に関する知識を豊かにし、真の主体に(8編)

浦和駅東口再開発事業、柏崎東本町中心市街地活性化等(p70)、代官山ルール、伊勢原愛甲原住宅(p89)、 田園調布地区計画の策定と改訂(p90)、福岡市東区香陵校区地域まちづくり計画(p92)、

町田市まちづくり50年史等(p93)、世田谷区風景資産+風景づくり活動(p94)、

高知市地区カルテ、真野のまちづくり(p97)、区画整理全国連絡対策会議(p98)

5 主体3:プランナー=地域と市民に奉仕する職能の確立(4編)

再開発の五つのデザイン要素(p59)、プランニング・スクールスクールとしての都市システム科学域(p60)、縮退の時代、マネージメントの時代の将来に備えられる調査、計画手法(p62)、

6 都市・地域づくりの実践=共同を中心に、公共、共同、企業・個人の真のパートナーシップ(16編)

東京都台東区谷中地区の計画協議による地域共生型マンションの実現(p54)、地方ニュータウン整備事業(p56)、 二宮町百合ヶ丘団地の再生事業(p58)、A地区再開発事業における鉄道施設遺構の保存(p64)、

京浜臨海部の戦略的マネージメントと武蔵小杉駅周辺地区の土地利用転換(p66)、

震災復興新市街地での商業者誘致と商業地形成(p67)、北区4軒長屋地区の2項道路判定(p78)、

雑司ヶ谷のまちづくり(p80)、世田谷区一団地の住宅施設建替誘導指針(p81)、

多摩ニュータウンの"成熟化"に向けた NPO 多摩ニュータウン・まちづくり専門家会議の取組み(p83)、環状第二号線新橋・虎ノ門地区再開発事業(p84)、

竜ヶ崎NT事業、船橋美し学園(p85)、川崎駅西口地区再開発、勝どき駅前再開発の零細地権者対応(p86)、 商業ビルの再生(こども・子育てひろば「えみふる」)(p88)、

いわき市豊間区画整理地区(p91)、コーポラティブハウス・コーポ高幡管理組合(p95)

7 政治的側面の原則

幕張ベイタウン協議会の活動(p68)

該当なし

*上記プロジェクトの7原則への分類については、作成者が試案として仮に整理したものである。

教え子の関わる取組や考え方に限定し、石田先生の著作や実践の紹介等は割愛した。

*プロジェクト項目末尾の()カッコ内は、追悼集のページを示す。

(作成 古里 実)